# 2 民間給与等関係資料

### 平成25年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### (1) 調査の目的と時期

この調査は、府の一般職の職員の給与を検討するため、平成25年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### (2) 調査機関

京都府人事委員会、人事院及び京都市人事委員会

### (3) 調査の範囲

① 調查対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の府内の民間事業所

② 調査対象職種

78職種(行政職に相当する職種22職種 その他の職種56職種)

### (4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

上記(3)の①に記載した事業所を地域、産業、規模等によって24層に層化し、これらの層から243事業所を無作為に抽出(層化無作為抽出法)し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は第13表その1のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

これらの従業員数は第13表その2のとおりである。

### (5) 集 計

総計及び平均の算出に際しては、得られた調査結果を上記(3)の①の調査対象事業所に勤務する従業員数及び当該事業所数に復元して行った。

## 第13表 給与実態調査の対象

その1 産業別、企業規模別調査事業所数

	企業規模				
産	業	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所
	産業計	214	97	89	28
	農業、林業、漁業、鉱業 砂利採取業、建設業	9	4	2	3
	製 造 業	82	33	34	15
	電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	34	17	14	3
	卸売業、小売業	32	12	15	5
	金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	10	7	3	-
	教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	47	24	21	2

- (注) 1 上記のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が12事業所、調査不能の事業所が17事業所あった。
  - 2 調査対象事業所243事業所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所12事業所を除いた231事業所に占める調査完了事業所の割合(調査完了率)は、92.6%。

その2 産業別調査従業員数

	項	目 調査対象		調査完了	事業所	
産	業	事業所の従業員数	従業員数	調査対象 職種該当 従業員数	調査実人員	うち初任給 関係職種
		人	人	人	人	人
Ē	童 業 計	152, 417	35, 819	16, 382	10, 635	694
	農業、林業、漁業、鉱 砂利採取業、建設業	業 2,318	774	296	258	16
	製 造 業	66, 846	17, 648	7, 559	4, 795	352
	電気・ガス・熱供給・水道業 情報通信業、運輸業、郵便業	21, 141	4, 654	1, 629	1, 151	39
	卸売業、小売業	8, 598	3, 852	1, 259	983	84
	金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	4, 981	1, 479	1, 020	726	18
	教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス等	48, 533	7, 412	4, 619	2, 722	185

第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職	職種		学 歴		規模記	規模計		100人以上 500人未満	100人未満	
						F	円	円	円	円
			大	学	卒	199, 544		203, 661	197, 876	185, 304
事務員	<ul><li>技術</li></ul>	者計	短	大	卒	164, 260		166, 136	158, 535	*
			高	校	卒	159, 659		158, 370	161, 298	*
			大	学	卒	198, 377		202, 046	195, 440	191, 881
事	務	員	短	大	卒	164, 983		166, 136	165, 261	*
			高	校	卒	161, 717		156, 485	162, 493	*
			大	学	卒	202, 034		207, 585	202, 644	174, 140
技	術	者	短	大	卒	*		_	*	_
	נוע	日								
			高	校	卒	159, 304		158, 479	160, 949	_

- (注) 1 金額は、「きまって支給する給与」から、時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にの み支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業 所について平均したものである。事務員と技術者のみを対象としたものである。
  - 2 「\*」は、調査実人員が1人の場合である。

第15表 民間における初任給の改定状況

		項目					
			採用あり	初任	給の改定	<b>伏況</b>	採用なし
学歴	企	業規模		増 額	据置き	減 額	
			%	%	%	%	%
	夫	見模計	40.6	(10.7)	(88.7)	( 0.6)	59. 4
大学卒		500人以上	43. 9	( 7.3)	(92.7)	I	56. 1
		100人以上500人未満	39. 3	(14.0)	(84.6)	( 1.4)	60.7
		100人未満	35. 6	(10.7)	(89.3)	_	64. 4
	夫	見模計	6. 9	(13.9)	(86.1)	_	93. 1
高校卒		500人以上	9. 2	(26.3)	(73.7)	_	90.8
		100人以上500人未満	5. 9	_	(100.0)	_	94. 1
		100人未満	3.8	_	(100.0)	_	96. 2

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
  - 2 ( )内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第16表 民間における給与改定の状況

役職段	階	項目	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
係		員	% 12. 9	% 14. 5	0.0	% 72. 6
課	長	級	12.3	11. 2	0.2	76. 3

## 第17表 民間における定期昇給の実施状況

役職	段階		定期昇給 制度あり							
係		員	90. 8	87.8	% 16. 8	% 15. 9	% 55. 1	3. 0	9. 2	
課	長	級	84. 4	78. 2	14.8	14. 7	48. 7	6. 2	15. 6	

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第18表 民間における昇給制度の状況

			_	項目	昇給制度				昇給制度
役職	<b>投</b> 段階		1	企業規模	あり	自動昇給	查定昇給	昇格昇給	なし
				規 模 計	% 92. 7	% 46. 4	% 76. 7	% 49. 3	% 7. 3
係		員		500人以上	90. 4	42. 9	83. 2	57. 5	9.6
				100人以上500人未満	94. 9	51. 5	68. 4	43. 3	5. 1
				100人未満	91. 9	39. 0	86.8	47. 6	8. 1
				規 模 計	87. 9	35. 5	79. 9	43. 7	12. 1
課	長	級		500人以上	81. 1	30. 5	85. 4	54. 0	18.9
				100人以上500人未満	90. 1	39. 7	70. 6	34. 5	9.9
				100人未満	100.0	34. 6	95. 6	47. 6	_

(注) 昇給制度の内容は、複数回答である。

第19表 民間における雇用調整の実施状況

措置内容	実施事業所割合
採用の停止・抑制	9.3
転籍出向	3. 3
希望退職者の募集	4. 0
正社員の解雇	-
部門の整理閉鎖・部門間の配転	6. 2
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	2.9
残業の規制	7. 2
一時帰休・休業	1. 3
ワークシェアリング	-
賃金カット	7. 1
計	23. 4

- (注) 1 平成25年1月以降の実施状況である。
  - 2 項目については、複数回答である。

## 第20表 民間における賃金カット等の実施状況

役職段階		項目	賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所 における平均減額率
係		加	3. 3	4. 3
課	長	級	6. 3	7.8

(注) 平成25年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業又はワークシェアリングのいずれかを実施した事業所の状況である。

# 第21表 企業規模別、職種別、年齢階層別、学歴別給与額等

## その1 給与比較の対象職種(事務・技術関係職種)

企業規模		規模	計		500人以	. <b>上</b>	100,	人以上50	0人未満		100人未満		
職種名	調 査実人員	平均 年齢	平 均 給与月額	調 査実人員	平均 年齢	平 均 給与月額	調 査実人員	平均 年齢	平 均 給与月額	調 査実人員	平均 年齢	平 均 給与月額	
支 店 長工 場 長	人 27	歳 51.0	円 719, 510	人 22	歳 51.2	円 773.848	人 5	歳 50.2	円 535, 132	人 –	歳	円 -	
~19 歳 20~23 24~27 28~31 32~35 36~39 40~43 44~47 48~51 52~55 56~59	- - - * * * - 8 12 4			- - - * * - - 6 11			- - - - - * - 2 *			- - - - - - - -			
大短高 中	20 2 5 —	50. 1 58. 5 51. 0	743, 951 743, 894 615, 720	18 * 3 —	50. 7 * 51. 8 —	761, 238 * 781, 937 —	2 * 2 -	46. 0 * 50. 0	623, 930 * 434, 050 —				
事務部長技術部長	392	52. 0	654, 565	249	52. 7	701, 151	121	50.6	575, 533	22	50.7	572, 539	
$ \begin{array}{c} \sim 19 \ \ \overline{\text{k}} \\ 20 \sim 23 \\ 24 \sim 27 \\ 28 \sim 31 \\ 32 \sim 35 \\ 36 \sim 39 \\ 40 \sim 43 \\ 44 \sim 47 \\ 48 \sim 51 \\ 52 \sim 55 \\ 56 \sim 59 \\ \end{array} $	- - - - 9 16 44 97 136 90			- - - - 5 6 22 61 90 65		480, 656 641, 629 674, 963 714, 162 702, 802 710, 403	- - - - - 2 9 18 33 33 39 20			- - - - 2 * 4 3 7 5			
大 短 高 中	321 24 47	52. 1 51. 6 50. 9	675, 138 533, 764 581, 456	222 8 19	52. 9 52. 3 51. 1	712, 526 549, 967 641, 642	81 15 25 —	50. 6 51. 6 50. 4	591, 338 533, 229 551, 705	18 * 3 —	50. 3 * 54. 7	596, 828 * 480, 347	
事務部次長 技術部次長	116	50. 7	602, 105	81	51. 7	623, 994	33	48. 4	556, 027	2	44. 5	434, 370	
~19 歳 20~23 24~27 28~31 32~35 36~39 40~43 44~47 48~51 52~55 56~59		50. 4	431, 852 529, 757 618, 679 592, 615 643, 125 606, 339		51. 2	481, 400 539, 698 657, 574 621, 591 649, 659 611, 047		48. 3	521, 093 592, 616 534, 069 569, 161 589, 630	- - - - * - * - *	*	- - - * - * - *	
大短高中 中	2 17 —	49. 3 52. 2	614, 010 548, 300 540, 045	9	55. 5 —	588, 935 —	2 7 —	49. 3 48. 8 —	578, 898 548, 300 491, 965	* * -	* - *	* - -	
事務課長 技術課長	984	49. 3	550, 976	685	49. 6	577, 172	245	48. 1	470, 458	54	49.3	479, 534	
~ 19 20~23 24~27 28~31 32~35 36~39 40~43 44~47 48~51 52~55 56~7 大短高中		49. 3 48. 6 49. 5	383, 035 451, 772 509, 475 553, 325 557, 318 565, 600 568, 726 567, 357 484, 550 478, 437		49. 5 48. 8 50. 8	363, 889 497, 358 541, 326 579, 419 578, 214 588, 593 591, 782 584, 513 505, 289 534, 890		48. 1 47. 3 48. 4	403, 464 389, 640 462, 537 480, 838 471, 376 479, 719 492, 026 492, 517 460, 169 421, 914		49. 6 49. 9 48. 4		

<sup>(</sup>注) 1 平均給与月額とは、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。 2 平均年齢及び平均給与月額は、得られた調査結果を調査対象事業所に勤務する調査対象職種該当従業員数に復元して 算出した。 3 「\*」は、調査実人員が1人の場合である。

企業規模		規模	計		500人以	. <b>上</b>	100,	人以上500	)人未満		100人未	満
職種名	調 査実人員	平均 年齢	平 均 給与月額	調 査実人員	平均 年齢	平 均 給与月額	調 査実人員	平均 年齢	平 均 給与月額	調 査実人員	平均 年齢	平 均 給与月額
事務課長代理	人 253	歳 46.6	円 436, 468	人 162	歳 46.7	円 442, 738	人 80	歳 46.2	円 427, 892	人 11	歳 46.0	円 397, 576
技術課長代理 ~19 歳 20~23 24~27 28~31												- - - - -
$32 \sim 35$ $36 \sim 39$ $40 \sim 43$ $44 \sim 47$ $48 \sim 51$ $52 \sim 55$ $56 \sim 59$	7 32 54 60 46 25 29		351, 147 417, 413 428, 618 438, 868 446, 163 457, 806 448, 431	6 16 29 44 35 20 12		349, 339 400, 979 444, 482 448, 083 452, 750 457, 783 457, 333	* 14 20 16 11 3 15		* 450, 341 408, 445 411, 253 422, 192 483, 031 448, 246	- 2 5 - - 2 2		359, 735 398, 332 — — 423, 466 407, 500
大短高 中	202 19 32 —	46. 3 47. 1 47. 9	437, 389 417, 506 440, 491	139 8 15 —	46. 6 46. 1 48. 0	440, 255 432, 280 472, 868	59 10 11 —	45. 6 47. 0 49. 0	433, 911 407, 204 412, 972	4 * 6 —	43.8 * 46.0	380, 709 * 408, 280
事務係長 技術係長	1, 459	43. 7	414, 333	1,059	44. 2	432, 628	320	41.8	351, 193	80	43. 2	368, 198
~19 歳 20~23 24~27 28~31 32~35 36~39 40~43 44~47 48~51 52~55 56~59			- 309, 100 353, 330 357, 249 384, 535 411, 104 439, 283 429, 035 447, 660 441, 123				- - 18 49 69 75 45 36 16		290, 348 325, 981 318, 785 348, 021 383, 501 363, 164 430, 614 425, 412	- - 2 5 17 21 15 11 5 4		286, 033 322, 930 333, 027 367, 708 388, 523 387, 563 429, 470 413, 560
大短高中 学本卒卒	987 153 316 3	42. 5 44. 8 47. 4 48. 1	417, 458 392, 334 416, 311 337, 809	727 99 233 —	43. 1 45. 0 48. 4	432, 988 412, 052 443, 010	212 35 70 3	40. 1 43. 9 45. 1 48. 1	354, 175 341, 523 348, 772 337, 809	48 19 13	42. 2 44. 8 44. 7	373, 993 356, 900 363, 086 —
事務主任 技術主任	852	38. 3	374, 387	552	37. 5	388, 861	236	41.3	333, 690	64	39. 0	318, 282
~19 歳 20~23 24~27 28~31 32~35 36~39 40~43 44~47 48~51 52~55 56~59			233, 505 353, 322 395, 555 368, 650 354, 811 374, 611 380, 493 393, 313 379, 304	  82 135 86 91 89 42 24		- 365, 812 404, 988 388, 637 369, 769 383, 110 390, 704 403, 839 460, 543						266, 154 287, 856 287, 473 320, 356 331, 567 320, 353 335, 500 356, 610
大短高 中	617 105 130	37. 2 41. 7 43. 2	382, 265 335, 680 353, 253	441 50 61 —	36. 7 41. 4 43. 3	393, 196 352, 651 370, 678	146 39 51 —	39. 4 42. 3 44. 9	330, 736 328, 596 343, 769	30 16 18 —	38. 8 41. 2 37. 6	332, 117 289, 318 320, 656 —
事務係員 技術係員	4, 182	33. 4	278, 420	2, 324	32. 7	284, 116	1,545	34. 7	269, 492	313	34.8	261, 992
$\begin{array}{c} \sim 19 \ \ \vec{k} \\ 20 \sim 23 \\ 24 \sim 27 \\ 28 \sim 31 \\ 32 \sim 35 \\ 36 \sim 39 \\ 40 \sim 43 \\ 44 \sim 47 \\ 48 \sim 51 \\ 52 \sim 55 \\ 56 \sim 59 \\ \end{array}$	7 187 988 717 599 517 423 288 205 147 104		171, 783 205, 839 245, 265 269, 309 288, 073 300, 673 318, 359 327, 247 328, 196 334, 661 332, 649	6 96 632 383 286 262 223 155 120 93 68		172, 705 202, 865 249, 787 278, 297 301, 136 311, 157 329, 684 344, 063 348, 682 354, 022 351, 148	* 73 299 282 253 212 165 116 71 46 27		* 209, 168 232, 126 254, 923 274, 972 288, 851 306, 164 306, 803 297, 240 295, 332 294, 929			212, 020 216, 089 241, 085 267, 549 287, 992 295, 770 287, 660 284, 494 320, 489 325, 747
大短高中 学卒卒	2, 601 510 1, 054 17	30. 7 36. 1 40. 1 45. 8	275, 407 266, 888 292, 931 269, 066	1, 436 250 634 4	29. 8 35. 5 40. 8 52. 6	278, 430 264, 760 310, 278 276, 385	980 207 347 11	32. 4 36. 9 39. 1 44. 4	270, 166 270, 806 267, 032 270, 206	185 53 73 2	33. 5 36. 0 37. 5 41. 5	264, 923 263, 159 253, 657 243, 986

## (参考) 調査職種の該当要件

	職種	要件
	支 店 長工 場 長	構成員50人以上の支店(社)・工場の長(取締役兼任者を除く。)
事務	事務部長技術部長	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
45	事務部次長 技術部次長	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
技術	事務課長技術課長	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
関係	事務課長代理技術課長代理	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
職種	事務係長技術係長	係の長及び係長級専門職
性	事務主任技術主任	係制のある事業所において主任の職名を有する者
	事務係員技術係員	上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員・技術者

# (参考) 公民給与の比較における対応関係

	府内の民間事業所				
行政職給料表	企業規模500人以上の 事業所	企業規模100人以上500 人未満の事業所	企業規模50人以上100 人未満の事業所		
10 級	部長等				
9 級	等 文 頃				
8 級	課長	部長等			
7 級		即 文 等	部長等		
6 級	課長代理	課長	即交等		
5 級	<b>林 天 八 垤</b>		課長		
4 級	係長	課長代理	課長代理		
3 級	体 英	係長	係長		
2 級	主 任	主 任	主 任		
1 級	係 員	係 員	係 員		

(注) 部長等には、支店長・工場長、部次長を含む。

その2 給与比較の対象外職種

	職種名	調 査実人員	平均年齢	平 均 給与月額	備  考
技能 労務	電話交換手自家用乗用自動車運転手守 衛	人 5 4 16	歳 42. 4 55. 4 48. 1	円 231, 050 292, 884 251, 005	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。 電話交換手については、見習、外国語の電話
職種	用務員	9	43.6	223, 343	<b>)</b> 交換手を除く。
教	大学学長・副学長・学部長 大学 教授	23 158	58. 2 56. 8	747, 052 760, 447	
育	大学准教授	130	42.8	546, 955	
関	大 学 講 師	32	44.3	425, 325	
係	大 学 助 教	67	37. 5	437, 253	
	大 学 助 手	4	36.8	318, 521	
職	高等学校校長	*	*	*	
種	高等学校教頭	8	52.9	653, 137	
	高等学校教諭	93	44. 4	501, 477	
研	研 究 所 長	4	54. 9	882, 950	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
究	研究部(課)長	55	46.4	647, 788	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
関	研究室(係)長	31	39.8	579, 639	構成員3人以上の室(係)の長
係	主任研究員	142	38.3	433, 277	下記研究員より上位の者
職	研 究 員	162	34. 1	413, 210	
種	研究補助員	39	31.6	272, 525	
	病 院 長	-	-	-	部下に医師又は歯科医師5人以上
医	副 院 長	_	_	_	上記院長に事故等のあるときの職務代行者
	医 科 長	_	_	_	部下に医師又は歯科医師1人以上
療	医師	7	40.7	959, 092	
	歯 科 医 師	_	_	_	
関	薬 局 長	5	45.6	399, 275	部下に薬剤師2人以上
123	薬 剤 師	43	33.8	287, 339	
	診療放射線技師	50	35. 5	300, 325	
係	臨床検査技師	38	35. 7	260, 299	
	栄 養 士	27	34. 5	217, 350	
職	理学療法士	91	29. 2	255, 771	
	作業療法士	52	29. 2	255, 030	
種	総看護師長	3	51. 1	548, 336	部下に看護師長5人以上
	看護師長	68	45.8	395, 137	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	216	31. 9	307, 755	
	准看護師	93	42.1	261, 824	

- (注) 1 平均給与月額とは、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。
  - 1 平均年齢及び平均給与月額は、得られた調査結果を調査対象事業所に勤務する調査対象職種該当従業 員数に復元して算出した。
  - 3 「\*」は、調査実人員が1人の場合である。

第22表 民間における扶養(家族)手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	15, 097円
配 偶 者 と 子 1 人	20, 684円
配 偶 者 と 子 2 人	25, 719円

- (注) 扶養(家族) 手当の支給につき配偶者の収入の対する制限がある事業所を対象とした。
- 備 考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

### 第23表 民間における住居(住宅)手当の支給状況

支 給	の有無	事業所割合
支	給	55.5%
非	支給	44.5%

借家・借間居住者に対する住居(住宅)手当	28,000円以上
月額の最高支給額の中位階層	29,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

### 第24表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

	項目	部長級(	非役員)	課步	長 級	係	員
企	業規模	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規	見 模 計	% 35. 5	% 64. 5	% 37. 7	% 62. 3	% 45. 1	% 54. 9
	500人以上	41. 1	58. 9	42. 4	57. 6	51. 7	48. 3
	100人以上500人未満	35. 7	64. 3	39. 1	60. 9	45. 3	54. 7
	100人未満	20. 0	80. 0	20. 0	80. 0	26. 7	73. 3

第25表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

割増賃金率	適用	<b>羊</b> 員	(参考) 適	用 事 業 所
1 日 貝 立 平	割合	累積割合	割合	累積割合
	%	%	%	%
31%以上	17. 0	17. 0	11. 0	11. 0
30%	41.0	58. 0	27. 1	38. 1
29%	-	58. 0	-	38. 1
28%	1	58. 0	-	38. 1
27%	-	58. 0	-	38. 1
26%	-	58. 0	_	38. 1
25%	42.0	100.0	61.9	100.0

## 第26表 民間における再雇用者(公的年金が一部支給される者)の給与水準の取扱い

			平成25年度以	降に変更する			
			平成24年度と比 べて引き上げる		変更しない	検討中	
月	例	給	与	% 2. 1	1.7	% 78. 6	% 17. 6
Л	נילו	<b></b>	<del></del>	2. 1	1. (	76.0	17.0
年	間	給	与	1.8	1. 7	78. 9	17. 6

<sup>(</sup>注) 定年年齢が60歳であり、かつ、平成25年4月以降、フルタイムの再雇用制度を有する事業所を100とした割合である(次表において同じ)。

### 第27表 民間における再雇用者(公的年金が支給されない者)の給与水準の取扱い

'	公的年金が一部	検討中		
	高くする	低くする	同じにする	快的中
月 例 給 与	% 1.5	- %	81.3	% 17. 2
年 間 給 与	1.5	_	81.3	17. 2

## 第28表 民間における再雇用者(公的年金が支給されない者)の単身赴任手当の取扱い

	転居を伴う				
	単身赴任手当を 支給する 単身赴任手当を 支給しない 未 定				
%	% % % %				
28. 3	(79. 9)	(10. 2)	(9.9)	71. 7	

- (注) 1 定年年齢が60歳であり、かつ、平成25年4月以降、フルタイムの再雇用制度を有し、かつ、 定年前の常勤従業員に単身赴任手当を支給する事業所を100とした割合である。
  - 2 ( ) 内は、公的年金が支給されない再雇用者に転居を伴う異動がある事業所を100とした割合である。